

事務事業評価資料

施策名	公共交通の利便性向上		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課						
事業名	バス路線運行維持対策費補助（国庫協調補助路線）		担当者電話番号	地域交通係 078-362-3885						
事業目的	地域住民の日常生活における公共交通手段である地域間幹線系統の維持確保 （※地域間幹線系統：①複数市町を運行する系統、②輸送量15人以上150人以下、③運行回数3回以上）									
事業内容	路線バス事業で経常損失が生じている民間バス事業者を国や市町と協調して支援する。 ①対象者：乗合バス事業者 ②対象路線：複数市町を運行し輸送量が15人以上150人以下の系統 ③補助対象経費：経常費用と経常収益の差額 ④補助限度：経常費用の9/20 ⑤負担割合：国1/2、県2/6、市町1/6または国1/2、県1/4、市町1/4				事業開始年度	昭和47年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(154,911千円) 154,911千円		(165,191千円) 165,191千円		(129,839千円) 129,839千円				
	人件費②	1,641千円	従事人員 0.2人	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円 従事人員 0.2人				
	総コスト(①+②)	156,552千円	従事人員 0.2人	166,815千円	従事人員 0.2人	131,441千円 従事人員 0.2人				
事業の目標	赤字路線のうち、補助対象となる地域間幹線系統の維持				[目標設定理由] 地域間幹線系統の休廃止は、県民生活に多大な影響を及ぼすことから、高齢者をはじめとする住民生活手段を確保するため、補助対象系統数の維持を目標とした。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	補助対象系統数	52系統	-	36系統 (4,349千円)	41系統 (3,926千円)	52系統 (2,528千円)	69.2%	78.8%	100%	
評価結果	必要性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあることから不採算路線での路線休廃止に繋がる恐れがあるが、路線休廃止により、高齢者をはじめとする交通弱者の生活交通手段が確保できなくなる。 ・従って、国の補助制度を活用しつつ、地域間幹線系統の維持確保を図る必要がある。								
	有効性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあるなかで、国の補助制度によって、地域間幹線系統が維持されており、着実に成果があがっている。								
	効率性	・補助限度を設定することにより、民間バス事業者に対して運行コストの増嵩の抑制と運賃収入の確保など、効率的な運行を促す仕組みとしている。								
	民間・市町との役割分担	・バス利用者の減少により、民間事業者単独では維持が困難な路線について、補助を行っている。 ・このうち輸送量が比較的多い地域間幹線系統は国の補助制度により、輸送量が比較的小さい地域間準幹線系統は県の補助制度により支援を実施している。								
	受益と負担の適正化	・バス利用者に対し、運行距離に応じた応分の料金負担を求めている。 ・民間バス事業者に対し、補助限度の設定により経営の効率化を求めるなど、負担の適正化に努めている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
実施方針	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
		説明 高齢社会の本格的な到来、生活圏の広域化や交流の拡大等に対応した住民の移動手段として、市町を跨る広域的な幹線バス路線を維持しており、県としても引き続き補助を行う。								

事務事業評価資料

施策名	公共交通の利便性向上		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課					
事業名	バス路線運行維持対策費補助（県単独補助路線）		担当者電話番号	地域交通係 078-362-3885					
事業目的	地域住民の日常生活における公共交通手段である地域間準幹線系統の維持確保 （※地域間準幹線系統：①複数市町を運行する系統、②輸送量2人以上50人以下、③運行回数10回以下）								
事業内容	市町が補助対象とする路線バス事業で経常損失が生じている民間バス事業者を、市町として協調して支援する。 ①対象者：乗合バス事業者 ②対象路線：複数市町を運行し、輸送量が2人以上50人以下等の系統 ③補助対象経費：経常費用と経常収益の差額 ④補助限度：経常費用の11/20 ⑤負担割合：県2/3、市町1/3または県1/2、市町1/2			事業開始年度	平成7年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額	平成23年度当初予算額	平成24年度当初予算額					
	事業費①	(154,170千円) 154,170千円	(154,170千円) 154,170千円	(186,014千円) 186,014千円					
	人件費②	1,641千円 従事人員 0.2人	1,624千円 従事人員 0.2人	1,602千円 従事人員 0.2人	従事人員 0.2人				
	総コスト （①+②）	155,811千円 従事人員 0.2人	155,794千円 従事人員 0.2人	187,616千円 従事人員 0.2人	従事人員 0.2人				
事業の目標	赤字路線のうち、補助対象となる地域間準幹線系統の維持		[目標設定理由] 地域間準幹線系統の休廃止は、県民生活に多大な影響を及ぼすことから、高齢者をはじめとする住民の生活交通手段を確保するため、補助対象系統数の維持を目標とした。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率（%）		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	補助対象系統数	77系統	-	69系統 (2,258千円)	77系統 (2,341千円)	77系統 (2,437千円)	89.6%	100%	100%
評価結果	必要性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあることから不採算路線での路線休廃止に繋がる恐れがあるが、路線休廃止により、高齢者をはじめとする交通弱者の生活交通手段が確保できなくなる。 ・従って、輸送量等において国庫協調補助路線の要件を満たさない地域間準幹線系統について市町との協調制度により、維持確保を図る必要がある。							
	有効性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあるなかで、県の補助制度によって、地域間準幹線系統が維持されており、着実に成果があがっている。							
	効率性	・補助限度額を設定することにより、民間バス事業者に対しては運行コストの増嵩の抑制と運賃収入の確保など、効率的な運行を促す仕組みとしている。							
	民間・市町との役割分担	・バス利用者の減少により、民間事業者単独では維持が困難な路線について、補助を行っている。 ・このうち、輸送量が比較的少ない地域間準幹線系統は県の補助制度により、市町域内で完結する系統は市町の補助制度により支援を実施している。							
	受益と負担の適正化	・バス利用者に対し、運行距離に応じた応分の料金負担を求めている。 ・民間バス事業者に対し、補助限度の設定により経営の効率化を求めるなど、負担の適正化に努めている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他		
説明	高齢社会の本格的な到来、生活圏の広域化や交流の拡大等に対応した住民の移動手段として、市町を跨るなど広域的な準幹線バス路線を維持しており、県としても引き続き補助を行う。								

事務事業評価資料

施策名	公共交通の利便性向上		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課						
事業名	コミュニティバス運行総合支援事業		担当者電話番号	地域交通係 078-362-3885						
事業目的	路線バス休廃止後の代替交通や公共交通空白地域等における地域住民の移動手段であるコミュニティバス路線の維持確保									
事業内容	市町が運行経費の一部として、実質的に負担している額に対して支援する。 ①対象者 : 市町 ②対象路線 : 市町が主体となって作成した運行計画等により運行している系統等 ③補助対象経費：運行に伴う市町の負担額×0.2 ④補助限度：標準収支不足単価(181円/km)×実車走行扣×0.2 標準収支不足単価(181円/km)×(県平均欠損率÷市町毎欠損率)×実車走行扣×0.2 運行費用とみなし収入(=標準運賃195円/人×輸送人員)の差額×0.2			事業開始年度	平成16年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(46,433千円) 46,433千円		(48,804千円) 48,804千円		(53,648千円) 53,648千円				
	人件費②	1,641千円	従事人員 0.2人	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円 0.2人				
	総コスト(①+②)	48,074千円	従事人員 0.2人	50,428千円	従事人員 0.2人	55,250千円 0.2人				
事業の目標	補助対象系統数の維持			[目標設定理由] 地域の実情にあわせて運行しているコミュニティバス路線を維持することにより、県民の移動手段を確保することができるため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	補助対象系統数	283系統	—	199系統 (242千円)	279系統 (162千円)	283系統 (195千円)	70.3%	98.6%	100%	
評価結果	必要性	・路線バス休止後の代替交通や公共交通空白地域等における高齢者等の生活の足としてコミュニティバスの運行の必要性は高い。 ・従って、民間事業者単独では路線の維持が困難な地域において、県民の生活交通の足の確保の観点から支援を行う必要がある。								
	有効性	・利用者の減少等により路線バスが休廃止する中で、その代替として運行されるコミュニティバスに対し市町と協調補助することで運行が維持されており、着実に成果があがっている。								
	効率性	・補助制度としては、標準的な収支不足単価を設定し、市町に対して効率的な運行を促している。								
	民間・市町との役割分担	・路線バス休廃止後の代替交通や公共交通空白地域等における生活の足として、民間業者単独では維持が困難な路線に対して、補助を行っている。 ・市町や地域が主体となって運行を計画し、市町が運行経費の一部又は全部を負担する系統を補助対象としており、役割分担は適切に行われている。								
	受益と負担の適正化	・バス利用者に対し、地域の実情に応じた利用料金の負担を求めている。 ・100円均一など路線バスの運賃と比較して低廉な運賃で運行しているため、運行収入が低い市町に対して、適正な受益者負担を求める観点から、みなし収入を設定するなど、負担の適正化に努めている。								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定				
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	住民の生活交通の確保だけでなく、交通サービスの利便性向上のためにコミュニティバスが運行されるなど、コミュニティバス事業の多様化が進んでいることから、過疎等により公共交通機関が未整備で、コミュニティバスの運行存続が生活交通としての住民の足の確保に必要な地域に対しては県支援を維持し、その他の地域については県支援の見直したうえで、継続して支援を行う。									

事務事業評価資料

施策名	公共交通の利便性向上	所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課						
事業名	第三セクター鉄道安全性向上対策助成	担当者電話番号	計画係 078-362-3884						
事業目的	経営状況が厳しい第三セクター鉄道事業者が実施する安全性向上対策を支援することにより、鉄道利用者の安全輸送を確保する。								
事業内容	安全性向上対策に要する経費の一部を支援 ①対象者：経常損失が生じており、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を活用している第三セクター鉄道事業者 ②対象経費：列車運行上の安全性向上に寄与する設備更新・改良等経費 ③補助限度額：10,000千円				事業開始年度	平成15年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額					
	事業費①	(10,000千円) 10,000千円		(10,000千円) 10,000千円		(10,000千円) 10,000千円			
	人件費②	1,641千円	従事人員 0.2人	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円	従事人員 0.2人		
	総コスト(①+②)	11,641千円	従事人員 0.2人	11,624千円	従事人員 0.2人	11,602千円	従事人員 0.2人		
事業の目標	①責任事故を発生させない安全運行の実施			[目標設定理由] 鉄道運行の安全性を確保し、責任事故を発生させないことが重要であるため。					
	②安全性向上による利用者数の維持			[目標設定理由] 安全運行の結果として、利用者が安心して利用できる環境を提供できるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	責任事故件数	0件	-	0件 (11,641千円)	0件 (11,624千円)	0件 (11,602千円)	100%	100%	100%
年間総輸送人員	2,047千人	H24	2,034千人 (6千円)	1,963千人 (6千円)	2,047千人 (6千円)	99.4%	95.9%	100%	
評価結果	必要性	・京阪神と但馬地域等を結ぶ広域都市間交通路線として、また、通勤・通学等の沿線地域の日常生活を支える地域の足として、運行の安全性を確保する必要がある。							
	有効性	・鉄道施設の老朽化が進行する中で、安全性向上のための設備改良等を支援することにより、責任事故なく運行を維持している。							
	効率性	沿線自治体により事業者に対し効率的な鉄道運航に向け、輸送人員1人あたり費用の維持を求めると運営の効率性を常に求めている。							
	民間・市町との役割分担	・沿線自治体は車両キロ按分により支援を行っている。 ・鉄道の運行は事業者の責務で行うことが原則であり、安全運行を維持するため、事業者に対して更なる経営改善に向けた取り組みを求めているが、経営状況が厳しいことから収益向上につながりにくい安全性向上対策について支援を行っている。							
	受益と負担の適正化								
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	ⓧ終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
	説明	広域都市間交通路線として、また通勤・通学等の地域の足となっている鉄道運行の安全性について継続的に確保する必要があることから、沿線自治体である県においても補助を継続する。 なお、第三セクター鉄道事業者の経営環境や沿線地域の交通状況の変化も勘案する必要があることから、H26年度までの3年間の事業とする。							

事務事業評価資料

施策名	公共交通の利便性向上			所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課				
事業名	神戸電鉄粟生線資産負担軽減貸付金			担当者電話番号	鉄道係 078-362-3886				
事業目的	JR等と共に北播磨地域と神戸地域を結ぶ広域ネットワークを形成し、沿線高校への通学をはじめ重要な公共交通機関である神戸電鉄粟生線を維持し、県民の相互交流及び地域住民の日常交通の足を確保する。								
事業内容	神戸電鉄の資産保有コストの縮減のため、40億円(県36億神戸市4億)の無利子貸付(5年据置一括償還)を実施し、神戸電鉄の鉄道事業の黒字化(平成26年度)を図る。				事業開始年度	平成24年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 0千円		(0千円) 0千円		(900,000千円) 3,600,000千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	4,004千円	従事人員 0.5人		
	総コスト(①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	3,604,004千円	従事人員 0.5人		
事業の目標	神戸電鉄鉄道事業の黒字化(平成26年度)				[目標設定理由] 鉄道事業の黒字化により粟生線の安定的運行が維持確保できるため				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	神戸電鉄鉄道事業の黒字化	黒字化	H26	- (-)	- (-)	- (-)	-	-	-
評価結果	必要性	・粟生線は、沿線高校への通学手段として利用されるなど、JR等と共に広域ネットワークを形成する、北播磨地域の重要な公共交通機関である。 ・粟生線廃線は沿線道路の交通容量の超過に繋がり、利便性が著しく低下する。							
	有効性	・沿線市とともに無利子貸付を行うことにより、神戸電鉄(株)の有利子負債の軽減となるため、経営改善に効果が見込める。							
	効率性	・神戸電鉄及び経営に関与してきた阪急電鉄による経営努力、活性化協議会の利用促進策実施による利用者減の抑制を前提としており、利用者減を抑制する目標(0.7%減/年)の未達成時に限り、三木市及び小野市による補填(固定資産税相当額(約1億円)を上限)を行うインセンティブを与えることで、効率的に実施する。							
	民間・市町との役割分担	・神戸電鉄及び経営に関与してきた阪急電鉄が、より一層の経営努力実施することを行政の支援を行う前提としている。 ・無利子貸付金(40億円)は、財政規模及び借入金調達金利等を考慮し、県(36億円)及び神戸市(4億円)が行う。 ・県による貸付金は、三木市及び小野市の貸付相当額(16億円)を含むが、両市は、県の借入金調達金利等について、応分の負担を行う。							
	受益と負担の適正化	・事業者にも経営努力を求めるとともに、公共交通機関として利用者が不特定多数に及ぶことから県・沿線市が無利子貸付による負担を行い、更に三木市及び小野市においては固定資産税相当額(約1億円)を上限に利用者減の抑制未達成時の補填を担うなど負担の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規		拡充		継続		実施手法の見直し	
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	粟生線は、北播磨地域の通勤・通学など日常生活を支える重要な公共交通機関である。毎年、神戸電鉄の経営努力、経営改善状況及び行政の支援効果の検証を行うとともに、沿線3市と連携して利用促進に取り組み、粟生線の安定運行に努める。								

事務事業評価資料

施策名	空港の利用促進・利便性向上		所管部局課名	県土整備部県土企画局空港政策課						
事業名	但馬路線運航対策事業		担当者電話番号	利用促進係 078-362-9275						
事業目的	但馬路線の運航維持による但馬地域と都市部を結ぶ高速交通手段の確保									
事業内容	但馬路線の運航で生じた前年度欠損について運航事業者に補助			事業開始年度	平成7年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額	平成23年度当初予算額	平成24年度当初予算額						
	事業費①	(0千円) 142,261千円	(0千円) 131,000千円	(0千円) 131,000千円						
	人件費②	820千円 従事人員 0.1人	812千円 従事人員 0.1人	800千円 従事人員 0.1人	従事人員 0.1人					
	総コスト(①+②)	143,081千円 従事人員 0.1人	131,812千円 従事人員 0.1人	131,800千円 従事人員 0.1人	従事人員 0.1人					
事業の目標	年間旅客数の安定的な確保			[目標設定理由] 但馬路線の運航を継続するにあたり、安定的に利用者数を確保する必要があるため						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	年間旅客数	29,000人	-	27,995人 (0千円)	27,000人 (0千円)	29,000人 (0千円)	96.5%	93.1%	100.0%	
評価結果	必要性	・大阪まで40分、東京まで2時間で移動できる但馬地域の貴重な高速交通手段であり、交流促進、産業活性化など但馬の地域振興に当路線の維持が必要である。 ・県による利用率50%以上の欠損相当額補償が運航条件(運航開始時の協議結果)であるため、路線維持には当補助事業の実施が必要である。								
	有効性	・運航事業者が経営改善の一環で国内地方路線の見直しを進めているなかで、但馬～大阪路線は県及び地元市町による路線のPRにより、年間旅客数は昨年度とほぼ同じ高い水準で推移している。								
	効率性	・県・地元市町による路線PRに加え、航空会社においても人件費抑制など運航の効率化を図っており、利用者一人当たりの運航欠損額も低下していることから、効率的な運航が行われている。								
	民間・市町との役割分担	・県・地元市町共同で路線のPRを行っているほか、航空会社は人件費抑制などの運航効率化、地元市町は運賃助成・アクセスバス・欠航代替バス運行等の利用促進策を独自に実施しており、役割分担は適切に行われている。 ・利用低迷における、利用率50%未満相当の欠損については県は免責としている。								
	受益と負担の適正化	・路線利用者は航空会社が設定した運賃を負担している。 ・県補助額は運賃値下げのための原資として活用していないことから、適正な負担となっている。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
	・但馬地域における高速交通手段として但馬路線の維持が必要であることから、継続実施する。 ・目標利用率65%の安定的維持に向け一層の路線利用促進を図るとともに、航空会社の経営合理化を促すことにより、補助額(欠損額)の削減に努める。									

事務事業評価資料

施策名	福祉のまちづくり条例に基づく施設整備等の推進			所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課				
事業名	ユニバーサル社会づくり推進地区整備事業 (活動費助成)			担当者電話番号	都市政策係 078-362-4324				
事業目的	福祉のまちづくり基本方針に基づき、ハード・ソフト両面からの面的な福祉のまちづくりを総合的に推進する。								
事業内容	福祉のまちづくりを総合的に推進するため、ハード・ソフト両面でのまちづくりを重点的に実施する地域を「ユニバーサル社会づくり推進地区」として地区指定するとともに支援を行い、全市町での展開をめざす。 推進地区内の事業展開の中心となる協議会活動の質的な充実や、次の活動へつなげる検証等を行う活動費を市町に対して助成 補助基本額：600千円 負担割合：市町1/2、県1/2 助成期間：5年間(優れた活動実績のある場合には、助成期間を延長)				事業開始年度	平成18年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(1,519千円) 1,519千円		(3,150千円) 6,300千円		(3,450千円) 6,900千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人		
	総コスト(①+②)	2,339千円	従事人員 0.1人	7,112千円	従事人員 0.1人	7,701千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	ユニバーサル社会づくり推進地区の指定拡大			【目標設定理由】 推進地区を指定のうえ、市町・住民等の協働による協議会を設置し、ハード・ソフト両面から面的な福祉のまちづくりを重点的に実施するため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	ユニバーサル社会づくり推進地区指定数	26地区	25年度	21地区 (111千円)	22地区 (323千円)	24地区 (321千円)	80.8%	84.6%	92.3%
評価結果	必要性	・高齢者、障害者等をはじめ、誰もが安心して暮らし、元気に活動できる社会の実現を図るため、市町・住民等の協働によるハード・ソフト両面から面的な福祉のまちづくりを支援していく必要がある。							
	有効性	・毎年度新たな地区指定を行うとともに、各地区において、住民と行政による協議会を中心に様々な活動が展開されており、着実に成果があがっている。							
	効率性	・1団体あたりの上限額を定めるとともに、経費節減を各団体に働きかけることにより実績単価が低く抑えられており、効率的に実施している。							
	民間・市町との役割分担	・地域の実情に応じた取り組みとして、市町と地元・民間団体の協働による協議会形式で事業実施を行うとともに、県・市町双方で経費負担を行っており、適切な役割分担を行っている。							
	受益と負担の適正化	・福祉のまちづくりは、誰もがいきいきと暮らすための取り組みであり、特定の受益者負担を求める性格のものではない。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長	終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	福祉のまちづくり基本方針に基づき、ハード・ソフト両面から面的な福祉のまちづくりを総合的に推進するため、協議会活動への助成を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	公共交通機関バリアフリー化の促進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課						
事業名	公共交通バリアフリー化促進事業		担当者電話番号	福祉のまちづくり係 078-362-4298						
事業目的	公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を図り、誰もが安心して暮らせる環境を実現する。									
事業内容	(1)鉄道駅舎エレベーター等設置補助 ①補助対象者：民間鉄道事業者 ②補助対象施設：エレベーター、エスカレーター、スロープ、階段昇降機 ③補助対象工事：上記設置工事及びその関連工事（障害者対応トイレ、情報提供機器等） ④負担割合：国1/3、県1/6、市町1/6、事業者1/3 (2)ノンステップバス等購入補助 ①補助対象者：民間バス事業者 ②補助対象：ノンステップバス、リフト付きバス ③補助基本額：ノンステップバス…25,000千円/台			事業開始年度	平成11年度 (平成5～10年度は地域福祉基金による補助)					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	55,659千円		60,458千円		73,072千円				
	人件費②	6,563千円	従事人員 0.8人	6,498千円	従事人員 0.8人	6,406千円 従事人員 0.8人				
	総コスト(①+②)	62,222千円	従事人員 0.8人	66,956千円	従事人員 0.8人	79,478千円 従事人員 0.8人				
事業の目標	①鉄道駅舎のバリアフリー化促進		[目標設定理由] 公共交通機関の利用の利便性・安全性を確保するため、福祉のまちづくり基本方針に基づく対象駅のバリアフリー化を目指す必要があるため							
	②乗合バスのノンステップバス化促進		[目標設定理由] 高齢者、障害者、妊婦、乳幼児をはじめとするすべての人々の移動の利便性を確保するため、ノンステップバスの普及率を向上させる必要があるため							
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	1日の平均乗降客数3千人以上5千人未満の駅のバリアフリー化率	70%	27年度	41% (883千円)	44% (1,008千円)	46% (871千円)	58.6%	62.9%	65.7%	
乗合バス [※] に対するノンステップバス導入率	55%	25年度	49% (397千円)	51% (316千円)	53% (623千円)	89.1%	92.7%	96.4%		
	※適用除外認定車両を除く									
評価結果	必要性	・高齢者や障害者の社会参加を積極的に促すためには、移動の自由が確保保障されること、とりわけその拠点となる公共交通機関の早急なバリアフリー化が必要である。 ・ノンステップバスやリフト付きバス車両と一般バス車両には大きな価格差があり、導入促進のためには、財政的支援が必要である。								
	有効性	・鉄道事業者も駅舎のバリアフリー化のため改修工事を進めており、着実に成果があがっている。 ・ノンステップバスの普及率を向上させるために、バス事業者もノンステップバスの導入を進めており、成果が上がっている。								
	効率性	・改修工事の内容により1駅当たりの改修単価は異なるが、エレベーター設置基数等に応じて補助限度額を設定しており、また、ノンステップバスの補助でも補助限度額を設定しており、効率的な執行が行われている。								
	民間・市町との役割分担	・事業者の事業に対し、国、県、市町が応分の負担により補助をしていることから、役割分担は適正に行われている。 ・民間事業者の整備計画は、経営動向に左右されざるを得ないが、厳しい経営環境の中、当該補助を活用し、バリアフリー化に努めている。								
	受益と負担の適正化	・事業者にも負担を求めるとともに、公共交通機関として利用者が不特定多数に及ぶことから国・県・市町が一定の負担を行っており、負担の適正化が図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
説明	福祉のまちづくり基本方針に基づき、鉄道駅舎のエレベーター等設置補助及びノンステップバス等の購入補助を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	住宅におけるバリアフリー化の促進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課 健康福祉部社会福祉局高齢社会課					
事業名	人生80年いきいき住宅改造助成費		担当者電話番号	福祉のまちづくり係 078-362-4298 介護事業者係 078-362-9117					
事業目的	高齢者等対応の住宅ストックを充実し、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを推進する。								
事業内容	(1)一般型 ①対象者：高齢者(60歳以上)、又は身体障害者のいる世帯など ②補助要件：3箇所以上の改造(必須工事の実施を含む) ③助成対象工事費限度額：1,000千円/世帯 (2)特別型 ①対象者：要介護(支援)認定を受けた被保険者のいる世帯、又は身体障害者のいる世帯 ②補助要件：住まいの改良相談員等の承認 ③助成対象工事費限度額：介護保険制度等の他制度住宅改修費とあわせ1,000千円/世帯 (3)増改築型 ①対象世帯：(1)、(2)の対象世帯又はその者と同居しようとする世帯 ②補助要件：(1)又は(2)との併用 (1)と併用する場合は、浴室・洗面所、便所、寝室、通路のバリアフリー化 ③助成対象工事費限度額：1,500千円/世帯			事業開始年度	平成7年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(267,734千円) 281,710千円		(280,150千円) 298,000千円		(274,550千円) 354,950千円			
	人件費②	4,922千円	従事人員 0.6人	4,873千円	従事人員 0.6人	4,805千円	従事人員 0.6人		
	総コスト(①+②)	286,632千円	従事人員 0.6人	302,873千円	従事人員 0.6人	359,755千円	従事人員 0.6人		
事業の目標	住宅のバリアフリー化の推進			[目標設定理由] 長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを行うためには、高齢者等対応住宅ストックを充実させる必要があるため					
目標の達成度を示す指標	指標名	目標	22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度			H22	H23	H24	
	人生80年いきいき住宅助成事業補助件数(21年度からの累計)	10,000件	25年度	4,157件 (137千円)	6,592件 (124千円)	8,992件 (150千円)	41.6%	65.9%	89.9%
評価結果	必要性	・高齢者等が自宅で長く自立して生活し、また介護者の負担を軽減するためにも、バリアフリー化住宅改造を進めることは社会的な要請である。 ・その改造に要する費用の一部を支援することにより、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりを推進する必要がある。							
	有効性	・住宅のバリアフリー化を計画的に進めることで、高齢者等が長く自立して生活でき、介護の負担の軽減に資する。 ・補助件数が増加傾向にあり、着実に成果が上がっている。							
	効率性	・改造箇所ごとに限度額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。							
	民間・市町との役割分担	・バリアフリー改造を実施する県民に対し、身近な窓口である市町が助成を行い、市町に対し県が支援している。 ・所得に応じた負担区分により、住宅のバリアフリー化を促進していることから、役割分担は適正に行われている。							
	受益と負担の適正化	・県民、市町、県のそれぞれが応分の負担をして住宅のバリアフリー化を促進することにより、高齢者対応住宅のストックの充実を図っている。 ・また対象者には所得に応じた負担を求めており、受益と負担の適正化を図っている。							
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
	説明	今後増加が見込まれる要介護認定者等の在宅生活継続を支援するため、特別型の所得要件を一般型と同等に緩和するとともに、要介護認定者等が行う増改築型では必須工事要件を撤廃し、バリアフリー化住宅改造をさらに進める。							

事務事業評価資料

施策名	多自然居住の推進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課						
事業名	多自然居住交流拠点整備支援事業		担当者電話番号	都市政策係 078-362-4324						
事業目的	<p>①都市住民のふるさと志向に応えながら多自然居住のまちづくりによる地域の活性化を図る</p> <p>②都市部において都市住民に対し常設的に多自然地域の情報を提供する場を確保し、都市農村交流や定住推進を図る</p>									
事業内容	<p>①多自然地域での空き家等を活用した都市農村交流拠点施設整備への補助 5,000千円×県1/3(市町1/3、団体1/3)</p> <p>②都市部での空き家・空き店舗等を活用した情報発信拠点施設整備への補助 4,500千円×県1/3(団体2/3)</p>			事業開始年度	平成17年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(1,915千円) 3,632千円		(8,417千円) 16,834千円		(7,667千円) 15,334千円				
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円 従事人員 0.1人				
	総コスト(①+②)	4,452千円	従事人員 0.1人	17,646千円	従事人員 0.1人	16,135千円 従事人員 0.1人				
事業の目標	都市と農山漁村の交流人数の増加			<p>[目標設定理由] 都市と農山漁村の交流人口を増やすことにより、都市住民の田舎暮らし志向の高まりへの対応と、農山漁村の地域活性化のマッチングを図っていくことが必要であるため</p>						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	都市と農山漁村の交流イベントによる多自然交流人数(21年度からの累計)	10,000人	25年度	5,600人 (2千円)	7,600人 (9千円)	8,000人 (40千円)	56.0%	76.0%	80.0%	
評価結果	必要性	・ 団塊世代の大量退職などを背景に都市住民の田舎暮らし志向が高まっている。一方、多自然地域では少子高齢化の急速な進展等により地域の活力が大きく減少しており、多自然居住や都市農村交流の更なる推進により地域の活性化を図っていく必要がある。								
	有効性	・ 当補助により整備した交流拠点施設での交流イベントの開催など、各整備施設の活用による都市農村交流が進んでおり、着実に成果があがっている。								
	効率性	・ 補助金の交付にあたっては整備費に関して1件あたりの上限額を設定しており、効率的に実施している。								
	民間・市町との役割分担	・ 事業者の事業に対し、県・市町が応分の負担で補助しており、役割分担は適正に行われている。								
	受益と負担の適正化	<p>・ 多自然地域での交流拠点施設整備では、受益が生じる所在市町にも経費負担を求めており、負担の適正化を図っている。</p> <p>・ 都市部での情報発信拠点整備においては、不特定多数の市町情報を発信することから県と事業者のみの費用負担としている。</p>								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
説明	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
	多自然居住のまちづくりの更なる推進を図るため、継続実施する。									

事務事業評価資料

施策名	県民まちなみ緑化事業の推進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課					
事業名	県民まちなみ緑化事業		担当者電話番号	緑化政策係 078-362-3563					
事業目的	都市部における環境の改善、防災性の向上								
事業内容	県民緑税を活用して、住民団体等が緑化活動を行うことにより、都市地域の環境改善・防災性向上を図る。 ①対象地域：市街化区域、用途地域、まちの区域など ②対象者：住民団体、個人、法人 ③補助対象経費：植樹や芝生化等の緑化活動に係る緑化資材費等 ④補助率：実費相当額			事業開始年度	平成18年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 547,184千円		(0千円) 533,000千円		(0千円) 633,000千円			
	人件費②	49,224千円	従事人員 6.0人	48,732千円	従事人員 6.0人	48,048千円 従事人員 6.0人			
	総コスト(①+②)	596,408千円	従事人員 6.0人	581,732千円	従事人員 6.0人	681,048千円 従事人員 6.0人			
事業の目標	①緑化活動の支援			[目標設定理由] 都市部の緑の創出を推進するため、同事業により民間の緑化活動を支援していく必要があるため。					
	②校庭・園庭、広場、駐車場の芝生化の推進			[目標設定理由] 都市部の環境改善を図るため、校庭・園庭、広場、駐車場の芝生化を推進していく必要があるため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	県民まちなみ緑化事業の補助件数(累計)	1,500件	25年度	945件 (2,448千円)	1,044件 (1,511千円)	1,244件 (2,740千円)	63.0%	69.6%	82.9%
県民まちなみ緑化事業による校園庭・ひろば・駐車場の芝生化補助件数(累計)	650件	25年度	413件 (2,720千円)	458件 (1,489千円)	544件 (3,000千円)	63.5%	70.5%	83.7%	
評価結果	必要性	・緑化を推進することで、都市部の環境の改善や防災性の向上等を図っていく必要がある。 ・県民緑税条例に基づき、県民が行う緑化活動を支援するための事業として実施している。							
	有効性	・県民の参画と協働により展開するこの取組により、緑化可能な土地が限られた都市部における補助が着実に進捗しており、成果があがっている。 ・都市部の環境改善に向けた校園庭芝生化及び駐車場芝生化の補助も着実に進捗しており、成果があがっている。							
	効率性	・補助件数1件あたりの上限額を定めるとともに、芝生化等での面積あたりの上限額も定め、コストを抑制し、効率的に実施している。							
	民間・市町との役割分担	・市町が緑化計画を策定し、その計画に基づき、県民運動として実施される緑化活動に対して、県は植樹や芝生化等に係る緑化資材費などの支援を行っており、役割分担は適正に行われている。							
	受益と負担の適正化	・当事業では主に都市地域を対象としているが、同じ県民税均等割の超過課税対象事業として、森林地域では災害に強い森づくりを進めており、県民に対して広く負担を求めることが適切である。 ・第2期からは補助対象を原則緑化資材費のみとし申請者に一定の負担を求めている。							
実施方針	方向性	新規 廃止	④ 拡充 縮小	継続 統合	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長 終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	県民緑税を活用した事業として、用途・期間を特定して実施しているものであり、県民の参画と協働によって都市部の環境の改善や防災性の向上等を図るため、計画どおり24年度も継続するとともに、緑化面積のさらなる拡大を図るため、広場等の芝生化を補助対象に追加する。								

事務事業評価資料

施策名	緑化基金事業の推進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局都市政策課						
事業名	緑化基金助成費		担当者電話番号	緑化政策係 078-362-3563						
事業目的	公共事業等によって減少させた緑を回復し、緑の保全と創出を図る。									
事業内容	公共事業の実施により減少させた森林面積に応じて、緑を回復する費用を緑化基金へ積立て ①積立額：直近5年間の減少面積の年平均に対応する額を積立 ②積立単価：500円/㎡			事業開始年度	昭和62年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(60,400千円) 60,400千円		(82,900千円) 82,900千円		(76,100千円) 76,100千円				
	人件費②	1,641千円	従事人員 0.2人	1,624千円	従事人員 0.2人	1,602千円 0.2人				
	総コスト (①+②)	62,041千円	従事人員 0.2人	84,524千円	従事人員 0.2人	77,702千円 0.2人				
事業の目標	県下の花緑活動の着実な推進			【目標設定理由】 緑の保全と創出を図るためには、県民の参画と協働による花緑活動を推進していく必要があるため。						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
		緑化資材を提供した団体数(21年度からの累計)	2,783団体	24年度	1,270団体 (109千円)	1,933団体 (127千円)	2,783団体 (91千円)	45.6%	69.5%	100.0%
評価結果	必要性	・県が公共事業等によって減少させた緑の機能を回復させるための費用として緑化基金に拠出している。 ・県下の花・緑活動団体の緑化活動を支援する事業の財源として活用しており、公共事業等により減少した緑の保全と創出を図るために必要である。								
	有効性	・緑化基金を財源として、県民の参画と協働による持続型の花緑活動を継続して支援することにより、着実に成果があがっている。								
	効率性	・緑化基金を財源とし、団体によるローコストで持続性のある花・緑活動が行われるよう事業を実施している。 ・持続型の花・緑活動への転換が図られていることから、効率的に事業が実施されている。								
	民間・市町との役割分担	・開発に伴う森林面積の減少に応じた負担として、公共事業等による減少面積分を拠出するとともに、民間開発分として徴収した協力金とあわせて緑化基金として運用し、市町と連携を図りながら緑化事業を実施している。								
	受益と負担の適正化	・公共事業等により減少させた緑資源の回復を図るため、広く県土の緑化推進事業の財源として活用されており、特定の受益者のための事業ではないため、受益者負担原則にはなじまないものである。								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続	実施手法の見直し				
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県が公共事業等によって減少させた緑の量に応じた負担額となっており、県民の参画と協働によって緑の保全・創出を図るものであるため、継続する。									

事務事業評価資料

施策名		適正な土地利用の推進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局土地対策室					
事業名		地価調査費		担当者電話番号	企画調査係 078-362-9297					
事業目的		①国土利用計画法に基づく土地取引規制を適正に実施するために必要な地価の把握を行う。 ②一般の土地取引価格に指標を与えるなど適正な地価の形成に寄与する。								
事業内容		国土利用計画法施行令第9条に基づく地価調査事業 ①価格判定基準日：7月1日 ②調査地点数：920地点 ③調査単価：71千円/地点 ④委託先：(社)兵庫県不動産鑑定士協会			事業開始年度	昭和50年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(69,189千円) 69,189千円		(67,510千円) 67,510千円		(65,508千円) 65,508千円				
	人件費②	13,947千円	従事人員 1.7人	13,807千円	従事人員 1.7人	13,614千円	従事人員 1.7人			
	総コスト (①+②)	83,136千円	従事人員 1.7人	81,317千円	従事人員 1.7人	79,122千円	従事人員 1.7人			
事業の目標		調査結果を活用した適正な土地取引の推進		[目標設定理由] 適正な地価形成を図るためには、用地買収、土地取引等の参考となる基準地価格の提供を行う必要があるため						
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標	22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
			目標値	年度			H22	H23	H24	
		基準地価格活用率 (土地取引等に活用された地点数÷調査地点数)	100%	-	100% (831千円)	100% (813千円)	100% (791千円)	100.0%	100.0%	100.0%
評価結果	必要性	・国土利用計画法施行令第9条において、都道府県知事は毎年1回地価調査を実施することが定められている。 ・地価調査は、国土利用計画法における土地価格算定の規準、公共事業用地取得の際の価格算定規準、固定資産税評価の基準、一般の土地取引価格の指標等となるものであり、国の実施する地価公示とともに、全国的な土地価格の指標として必要不可欠なものである。								
	有効性	・国土利用計画法における土地価格算定の規準、公共事業用地取得の際の価格算定規準、固定資産税評価の基準、一般の土地取引価格の指標等として、毎年度の調査地点数全てが有効に活用されている。								
	効率性	・平成23年度に調査地点数・調査単価の見直しを行うなど、効率的に事業執行している。								
	民間・市町との役割分担	・調査地点の選定等については、各市町と調整を図りながら実施している。								
	受益と負担の適正化	・全県民あるいは国民等が調査結果を活用するものであり、特定の受益者のために調査を実施するものではないため、受益者負担原則にはなじまないものである。								
実施方針	方向性	新規	拡充	継続	実施手法の見直し					
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	国土利用計画法施行令に基づき、全都道府県が全国統一的に実施している調査であり、現行制度により、継続する。									

事務事業評価資料

施策名		建築物耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課					
事業名		わが家の耐震改修促進事業		担当者電話番号	防災耐震係 078-362-4340					
事業目的		①現在の耐震基準に満たない住宅の耐震性能の向上を図り、地震災害に対し住民等の安全を確保する。 ②わが家の耐震改修促進事業により、住宅の耐震改修工事を促進し、危険住宅を減少させる。								
事業内容		民間住宅の耐震改修の計画策定及び工事に要する費用の一部を補助する。 (1)計画策定費補助 ①対象者：住宅の所有者であり、県住宅再建共済制度に加入している者 ②対象住宅：S56.5月以前着工住宅で診断結果により耐震性が低いと認められたもの ③補助金額：2/3以内かつ上限戸建200千円、共同120千円/戸 (2)工事費補助 ①対象者：所得が12,000千円以下の県民。その他(1)と同様 ②対象住宅：(1)と同様 ③補助金額：1/4以内かつ上限戸建600千円、共同200千円/戸 (3)工事費補助への加算 ①対象者：(2)と同様 ②対象住宅：(2)と同様 ③補助金額：1/4以内かつ上限戸建200千円、共同200千円/戸				事業開始年度	平成15年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(176,475千円) 401,221千円		(136,086千円) 272,171千円		(136,077千円) 272,154千円				
	人件費②	16,408千円	従事人員 2.0人	16,244千円	従事人員 2.0人	14,414千円	従事人員 1.8人			
	総コスト(①+②)	417,629千円	従事人員 2.0人	288,415千円	従事人員 2.0人	286,568千円	従事人員 1.8人			
事業の目標		①耐震改修工事費補助を平成27年度まで毎年500戸実施する。			[目標設定理由] 平成27年に県下の住宅の目標耐震化率97%を達成するため、耐震改修工事を促進する必要がある。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		耐震改修工事費補助実施戸数 (内計画策定費補助を含む)	500戸/年	27年度	554戸 (754千円)	228戸 (1,265千円)	500戸 (573千円)	H22 110.8%	H23 45.6%	H24 100.0%
評価結果	必要性	東日本大震災、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、発生が危惧される東南海・南海地震に備えるため、住宅所有者が実施する耐震改修工事を促進する必要がある。								
	有効性	住宅の耐震改修工事を促進することは、県民の生命を守り、財産を保全する上で有効である。								
	効率性	補助金に上限額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。								
	民間・市町との役割分担	・阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全県的に同一水準の補助で耐震化事業を展開するため、県が事業を実施する。 ・現在15市町で本事業への上乗せ補助を実施している(平成24年度には19市町で実施見込み)が、今後も引き続き全市町に上乗せ補助の実施を働きかける。								
受益と負担の適正化	・計画策定費補助については、国、県、所有者での均等負担とし、各々1/3負担とする。 ・工事費補助については、個人財産の形成に資する側面もあるため、国、県併せて1/4補助とし、所有者負担を3/4とする。									
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し				
	廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定			
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
実施方針説明	県耐震改修促進計画に掲げた平成27年の住宅耐震化率97%とする目標を達成するため、平成27年度まで継続実施する。 また、これまでの全県的な取組から地域に根ざした取組へと事業を展開するため、平成24年度から神戸市に事業を移譲(県は間接補助制度を創設)するとともに、上乗せ補助を実施している市町のうち計画の審査能力のある特定行政庁を対象に事業の実施(間接事業化)を働きかける。 このことにより、県事業と市町上乗せ事業の申請書類、窓口、審査体制が一本化され、補助金申請等の事務手続きの簡素化・迅速化が見込まれるとともに、市町の主体的な取組を促すことができる。									

事務事業評価資料

施策名		建築物耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課						
事業名		簡易耐震診断推進事業		担当者電話番号	防災耐震係 078-362-4340						
事業目的		①現在の耐震基準に満たない住宅の耐震性能の向上を図り、地震災害に対し住民等の安全を確保する。 ②県民の防災意識を高め、対象住宅の耐震改修工事を促進するため、その前提となる耐震診断を促進する。									
事業内容		市町が耐震診断員を派遣して、住宅の耐震性を評価し所有者に提示することにより、耐震化への動機付けを行う。 ①事業主体：市町 ②対象住宅：S56.5月以前着工住宅 ③診断費用：戸建30千円～60千円、長屋・共同住宅60千円～300千円 ④負担割合：住宅所有者1割、残る9割を国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担					事業開始年度	平成17年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額					
	事業費①	7,694千円		37,125千円		37,125千円					
	人件費②	4,102千円	従事人員 0.5人	4,061千円	従事人員 0.5人	4,004千円	従事人員 0.5人				
	総コスト (①+②)	11,796千円	従事人員 0.5人	41,186千円	従事人員 0.5人	41,129千円	従事人員 0.5人				
事業の目標		簡易耐震診断を平成27年度まで毎年5,500戸実施する。			[目標設定理由] 平成27年に県下の住宅の目標耐震化率97%を達成するため、耐震改修工事の前提となる耐震診断を促進し、県民の防災意識を高める必要がある。						
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
			目標値	年度				H22	H23	H24	
		簡易耐震診断実施戸数	5,500戸/年	27年度	2,370戸 (5千円)	2,250戸 (18千円)	5,500戸 (7千円)	43.1%	40.9%	100.0%	
評価結果	必要性	・東日本大震災、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、発生が危惧される東南海・南海地震に備えるため、住宅所有者の耐震改修工事への動機付けとして、市町が実施する簡易耐震診断推進事業に要する費用の一部を支援する必要がある。									
	有効性	・自らが居住する住宅の耐震性を把握し、耐震改修工事の動機付けとすることは、県民の生命を守り、財産を保全する上で有効である。									
	効率性	・普及啓発の一環として市町が自主事業として行っているが、住宅所有者としての自主性を高めるため、補助金額を定額としたうえで申込者に1割の負担を求め、コストを抑制し、効率的に実施している。									
	民間・市町との役割分担	・簡易耐震診断を推進するためには、住宅所有者へのきめ細かな呼びかけ等地域に根ざした取り組みが必要であることから、市町が事業を実施する。									
	受益と負担の適正化	・住宅所有者としての自主性を高めるため、申込者に1割の負担を求め、残る9割を国、県、市町で負担する。									
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し				
		廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長		終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他			
説明	県耐震改修促進計画に掲げた平成27年の住宅耐震化率97%とする目標を達成するため、平成27年度まで継続実施する。										

事務事業評価資料

施策名		建築物耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課					
事業名		耐震化促進施設助成		担当者電話番号	防災耐震係 078-362-4340					
事業目的		①災害時に拠点となる学校・病院等の施設の防災性能の向上を図り、県民の災害時の安全を確保する。 ②施設所有者の防災意識を向上させ、民間建築物の耐震化を促進する。								
事業内容		災害時の拠点となる施設の耐震化を促進するため、民間の学校・病院・福祉施設の耐震診断に要する費用の一部を補助する。 ①事業主体：市町 ②対象建築物：S56.5月以前に着工された民間の学校（大学、専門学校を除く）、病院、福祉施設で、3階以上かつ1,000㎡以上のもの ③補助金額：2/3以内かつ1,000千円/棟（国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担）				事業開始年度	平成19年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(1,250千円) 1,250千円		(10,000千円) 10,000千円		(5,750千円) 5,750千円				
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	801千円	従事人員 0.1人			
	総コスト (①+②)	2,070千円	従事人員 0.1人	10,812千円	従事人員 0.1人	6,551千円	従事人員 0.1人			
事業の目標		①制度創設市町を平成26年度までに24市町とする。			[目標設定理由] 平成27年に県下の多数利用建築物の目標耐震化率92%を達成するため、耐震改修工事の前提となる耐震診断に助成する市町数を増やす必要がある。					
		②耐震診断を平成26年度まで毎年23棟実施する。			[目標設定理由] 平成27年に県下の多数利用建築物の目標耐震化率92%を達成するため、耐震改修工事の前提となる耐震診断を促進し、建築物所有者の防災意識を高める必要がある。					
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率 (%)		
			目標値	年度				H22	H23	H24
		制度創設市町	24市町	26年度	12市町 —	12市町 —	24市町 —	50.0%	50.0%	100.0%
		耐震診断棟数	23棟/年	26年度	5棟 (414千円)	1棟 (10,812千円)	23棟 (285千円)	21.7%	4.3%	100.0%
評価結果	必要性	・東日本大震災、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、発生が危惧される東南海・南海地震に備えるため、建築物の所有者の耐震改修工事への動機付けとして、市町が実施する耐震診断助成事業に要する費用の一部を支援する必要がある。								
	有効性	・東南海・南海地震等の大地震が切迫する状況の中、特に避難所となる学校や、災害弱者が入所している病院・福祉施設の耐震化を促進することは、減災の観点から有効である。								
	効率性	・補助金に上限額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。								
	民間・市町との役割分担	・市町は災害時に、地域住民の避難場所や救護拠点を確保することから、現在12市町では事業を実施しているが、対象施設がある24市町に事業の実施を働きかけると共に民間には一定の受益者負担を求めている。								
	受益と負担の適正化	・国、県及び市町、所有者での均等負担とし、各々1/3負担とする。（県及び市町はそれぞれ1/6ずつ負担）								
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定		
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県耐震改修促進計画に掲げた平成27年の多数利用建築物耐震化率92%とする目標を達成するため、平成27年度に耐震改修工事まで完了できるよう、平成26年度まで事業を継続する。									

事務事業評価資料

施策名	建築物耐震化の推進		所管部局課名	県土整備部住宅建築局建築指導課					
事業名	緊急輸送路沿道建築物耐震化助成事業		担当者電話番号	防災耐震係 078-362-4340					
事業目的	①緊急輸送路沿道建築物の耐震化を図り、大規模災害時の緊急物資の輸送や住民の円滑な避難を確保する。 ②施設所有者の防災意識を向上させ、民間建築物の耐震化を促進する。								
事業内容	大規模災害時における緊急物資の輸送、避難路の確保の観点から、緊急輸送路を閉塞するおそれのある建築物の耐震診断及び耐震補強設計に要する費用の一部を補助する。 ①事業主体：市町 ②建築年次：昭和56年5月以前に着工された建築物 ③位置・規模 緊急輸送路沿道の建築物で、高さが前面道路幅員の概ね1/2を超えるもの（前面道路幅員が12m以下の場合：高さ6m以下のもの） ④補助金額 (1)耐震診断補助 2/3以内かつ3,000千円/棟（国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担） (2)耐震補強設計補助 2/3以内かつ3,000千円/棟（国1/2、県1/4、市町1/4の割合で負担）				事業開始年度	平成23年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	0千円		0千円		39,000千円			
	人件費②	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	4,004千円	従事人員 0.5人		
	総コスト (①+②)	0千円	従事人員 0.0人	0千円	従事人員 0.0人	43,004千円	従事人員 0.5人		
事業の目標	①耐震診断を平成27年度まで毎年42棟実施する。				[目標設定理由] 平成27年までに道路閉塞のおそれのある緊急輸送路沿道建築物すべてを耐震化させるため、耐震改修工事の前提となる耐震診断を促進する必要がある。				
	②耐震補強設計を平成27年度まで毎年10棟実施する。				[目標設定理由] 平成27年までに道路閉塞のおそれのある緊急輸送路沿道建築物すべてを耐震化させるため、耐震改修工事の前提となる耐震補強設計を促進する必要がある。				
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	耐震診断棟数	42棟/年	27年度	—	0棟 (0千円)	42棟 (827千円)	—	0.0%	100.0%
耐震補強設計棟数	10棟/年	27年度	—	—	10棟 (827千円)	—	—	100.0%	
評価結果	必要性	・大規模災害時における緊急物資の輸送や住民の円滑な避難の確保を行うためには、災害時においても緊急輸送路をすぐに使用できる状態とする必要があることから、道路を閉塞する可能性の高い建築物に対して市町が実施する耐震化助成事業に要する費用の一部を支援する必要がある。							
	有効性	・東南海・南海地震等の大地震が切迫する状況の中、大規模災害時における緊急物資の輸送や住民の円滑な避難を確保することは、減災の観点から有効である。							
	効率性	・補助金に上限額を設定することによりコストを抑制し、効率的に実施している。							
	民間・市町との役割分担	・市町は災害時に、緊急物資の輸送や住民の円滑な避難を確保する必要があることから、該当する建築物のある市町に事業の実施を働きかけると共に、民間には一定の受益者負担を求めている。							
	受益と負担の適正化	・国、県及び市町、所有者での均等負担とし、各々1/3負担とする。（県及び市町はそれぞれ1/6ずつ負担）							
実施方針	方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し		
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)		延長	終期設定	
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他	
説明	東日本大震災からの復興の基本方針に位置づけのある全国防災事業として、集中復興期間（平成23年から27年までの5年間）内に沿道建築物の耐震化が図られるよう、平成27年度まで事業を継続する。								

事務事業評価資料

施策名	美しいまちづくりの推進		所管部局課名	県土整備部まちづくり局公園緑地課 21世紀の森室					
事業名	尼崎の森中央緑地植栽事業助成		担当者電話番号	21世紀の森係 内線4599					
事業目的	「尼崎21世紀の森づくり」の拠点である尼崎の森中央緑地の整備を推進するため、「瀬戸内オリーブ基金」からの寄附を活用し、植栽事業を行う。								
事業内容	尼崎の森中央緑地に植栽する苗木の育苗費用として、瀬戸内オリーブ基金からの寄付金を兵庫県園芸・公園協会の緑化基金へ積み立てる。(標準事業費一本千円)			事業開始年度	平成18年度				
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(0千円) 4,000千円		(0千円) 8,700千円		(0千円) 8,700千円			
	人件費②	820千円	従事人員 0.1人	812千円	従事人員 0.1人	800千円	従事人員 0.1人		
	総コスト(①+②)	4,820千円	従事人員 0.1人	9,512千円	従事人員 0.1人	9,500千円	従事人員 0.1人		
事業の目標	尼崎の森中央緑地に植栽する約20万本のうち「瀬戸内オリーブ基金」活用し、平成31年度までに約10万本を植栽する。			[目標設定理由] 尼崎の森中央緑地全体で約20万本を植栽する計画であるが、計画を効率的に達成するため、約10万本を基金を活用して植栽する。					
目標の達成度を示す指標	指標名 植栽本数 (育苗中のものを含む)	目 標		22年度実績 (0千円)	23年度見込み (0千円)	24年度目標 (0千円)	達成率(%)		
		目標値	年度				H21	H22	H23
		100,000千円	31年度	11,400本	20,100本	8,700本	7%	11.4%	20.1%
評価結果	必要性	・環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎21世紀の森づくり」の拠点として尼崎の森中央緑地の整備を進めており、緑豊かな自然環境を早期に創出するためにも、瀬戸内に緑を復活することを目的とした瀬戸内オリーブ基金を活用した育苗・植栽が必要である。							
	有効性	・瀬戸内オリーブ基金を有効活用し、植栽を実施することにより、県費のみで事業実施することに比べ植栽本数が増加しており、尼崎の森中央緑地の整備を早期に進めることが出来る。							
	効率性	・瀬戸内オリーブ基金を活用し、植栽を実施することにより中央緑地の整備を効率よく進めることができる。							
	民間・市町との役割分担	・尼崎の森中央緑地の種子採取や植栽は市民団体によって行われるなど、多様な主体の参画と協働により推進されており、適切な役割分担がなされている。							
	受益と負担の適正化	・特定の受益者のために植栽を行うものではないため、受益者負担の原則にならない。							
方向性	新規	拡充		継続		実施手法の見直し			
	廃止	縮小		統合		凍結(休止)		延長	終期設定
実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	瀬戸内オリーブ基金からの寄附を受け入れることによって、尼崎の森中央緑地の整備が推進され、早期に事業効果を上げることが出来るため継続する。								

事務事業評価資料

施策名	古民家再生の促進			所管部局課名	県土整備部住宅建築局住宅政策課				
事業名	古民家再生促進支援事業			担当者電話番号	まち再生企画係 078-362-3583				
事業目的	① 優良な住宅ストックである古民家を地域資源として再生し、地域の活性化につなげる。 ② 古民家再生を促進させることにより、伝統的木造建築技術の維持・継承とまちなみ景観の維持・保全を図る。								
事業内容	【古民家の建物調査・再生提案】 (対象) 築50年以上の伝統的木造建築技術による住宅 【改修工事費助成】 (対象) 地域交流施設等として再生しようとする古民家 (補助対象経費) 再生のための改修工事費 (負担割合) 県1/3、市町1/3、民間事業者1/3 (補助対象限度額) 10,000千円				事業開始年度	平成19年度			
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額			
	事業費①	(5,338千円) 10,312千円		(10,173千円) 20,345千円		(10,167千円) 20,334千円			
	人件費②	7,384千円	従事人員 0.9人	8,122千円	従事人員 1.0人	8,008千円	従事人員 1.0人		
	総コスト(①+②)	17,696千円	従事人員 0.9人	28,467千円	従事人員 1.0人	28,342千円	従事人員 1.0人		
事業の目標	① 再生提案の実施			【目標設定理由】 古民家の再生工事の実施に向けて、専門家による再生提案が重要な判断材料となるため。					
	② 再生工事の実施(地域交流施設等公共性の高いもの)			【目標設定理由】 当該事業は再生工事につなげることを目指して実施しているため。					
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)		
		目標値	年度				H22	H23	H24
	再生提案の実施	34件	21~25	7件 (870千円)	7件 (1,121千円)	7件 (722千円)	38.2%	58.8%	79.4%
再生工事の実施(地域交流施設等公共性の高いもの)	17件	22~25	2件 (5,620千円)	1件 (7,241千円)	5件 (4,657千円)	11.8%	17.6%	47.1%	
評価結果	必要性	地域の特徴あるまちなみ景観を形づくってきた古民家を再生することは、既存住宅ストックの有効活用とともに、地域を活性化させる観点から必要性が高い。また、古民家再生の担い手である地域の木工・建築士の伝統的木造建築技術の維持・継承を図ることも必要である。							
	有効性	古民家の建物調査や再生提案、さらには改修工事を促進することにより、地域の木工・建築士の伝統的木造建築技術の維持・継承が図られる(県民の古民家への関心が高まり、予定を上回る申込み実績がある。)とともに、まちづくりや景観形成に寄与し、地域の活性化に有効である。							
	効率性	建物調査を実施したもののうち、特に再生を推奨すべきものに絞り込んで再生提案を行い、効率的な執行を図っている。また、改修工事費助成は、地域の賑わいや活性化に資する施設(地域交流施設等)に限定するとともに、補助対象限度額を設定し効率的に執行する。							
	民間・市町との役割分担	県は全県を対象に古民家の建物調査及び再生提案を先導的に実施している。また、建築関係団体との共催による「再生提案発表会」の実施など、民間と連携して古民家再生の促進を進めている。特に改修工事費助成については、地域のまちづくりの拠点として活用されるため、地元調整など市町が主体的な役割を担う。							
	受益と負担の適正化	建物調査と再生提案については古民家再生事例が少ない現時点では所有者の負担は求めない。再生工事は所有者の負担で実施するが、地域交流施設等、特に地域の賑わいや活性化への効果が期待できるものとして活用する場合に限り、改修工事費助成を実施(市町及び所有者も応分の負担)することとしている。							
実施方針	方向性	新規	④ 拡充	継続	実施手法の見直し				
	実施手法の見直し内容	廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定		
実施方針	説明	市町移譲 民間移譲 民間委託 PFI 負担割合変更 事務改善 その他							
	説明	平成22年度から開始した改修工事費助成では、地域活動や交流の拠点等への改修に対して助成することとしていたが、平成24年度からは店舗やレストランなど地域の賑わいにつながるものを助成の対象に加えて事業を実施することとし、地域のまちづくりや景観形成に寄与する。							

事務事業評価資料

施策名	建設業者の新分野進出への支援		所管部局課名	県土整備部県土企画局総務課建設業室						
事業名	建設業新分野進出支援事業		担当者電話番号	建設業係 078-362-9249						
事業目的	① 建設業者の他分野進出による建設業者の活力再生、建設業従事者の就業機会の確保 ② 進出先分野における担い手不足の解消									
事業内容	農業、林業、漁業、医療・福祉、環境分野に進出しようとする3年以上建設業を営む県内の中小許可業者に対し、以下の支援を実施する。 (1) 建設業新分野進出支援金〔補助制度〕 補助対象経費：①資格取得経費 ②販路開拓経費 ③その他新分野進出手続き等に要する経費 補助率：1/2 補助限度額：50万円（補助対象限度額100万円） (2) 建設業新分野事業展開貸付〔融資制度〕 融資限度額：1億円 融資利率：1.6% 融資期間：10年以内 融資目標額：10億円			事業開始年度	平成22年度					
事業に要するコスト	区分	平成22年度決算額		平成23年度当初予算額		平成24年度当初予算額				
	事業費①	(4,423千円) 16,423千円		(7,500千円) 207,500千円		(7,500千円) 207,500千円				
	人件費②	8,204千円	従事人員 1.0人	8,122千円	従事人員 1.0人	8,008千円 従事人員 1.0人				
	総コスト(①+②)	24,627千円	従事人員 1.0人	215,622千円	従事人員 1.0人	215,508千円 従事人員 1.0人				
事業の目標	建設業者の新分野での定着 ※ ※進出から3年以上の事業継続			【目標設定理由】 建設業者が新分野で継続的に事業展開を行うことにより、上記事業目的の達成が可能となる						
目標の達成度を示す指標	指標名	目 標		22年度実績	23年度見込み	24年度目標	達成率(%)			
		目標値	年度				H22	H23	H24	
	新分野定着率 〔(A)のうち新分野定着業者数/支援業者数(A)〕	1.0	H25	1.0	1.0	1.0	100%	100%	100%	
評価結果	必要性	・建設業界は、目下の経済不況に加え公共投資の減少という業界固有の問題を抱えており、この状況の中で、建設業の活力再生や雇用の維持・発展を図るためには、行政が他分野に関する情報提供や進出支援等を行い、建設業者の新分野進出を推進していく必要がある。 ・また、指定した進出先分野のうち、農林漁業、医療・福祉分野は、担い手の確保、人材の育成が求められており、今後進展が見込まれる環境分野も加え、これらの分野で建設業者の人材、機材、ノウハウ等が有効に活かされることは社会的要請に合致しており、県域全体の発展に資する。								
	有効性	・建設業者にアンケート調査を行ったところ、新分野進出を検討したことがある業者は調査対象者全体の1/3以上であるものの、実際に進出した業者は数社のみとごく少数であり、実際に進出できない最大の障害は「新分野での経営」「参入への資金対応」との回答を得ている。 ・今回の支援は、それら新分野進出を検討する建設業者のニーズに合致しており、新分野進出促進に有効である。								
	効率性	・今回の支援事業は、補助（建設業新分野進出支援金）及び融資（建設業新分野事業展開資金）の2つの制度からなっており、実際に新分野に進出する際に必要となる最小限度の経費のみ補助を行い、進出後の設備資金、運転資金は全て、後に自ら返済する融資制度によることとしており、建設業の新分野進出という目的に対し効率的である。								
	民間・市町との役割分担									
	受益と負担の適正化	・新分野進出に際し必要となる経費のみを補助し、進出後の設備資金、運転資金は事後に自ら返済を要する融資としていること、さらに、補助についても対象となる経費のうち半分は自ら賄うことを求めていることから、新分野に進出しようとする建設業者の受益に対する負担の適正化は図られている。								
実施方針	方向性	新規	拡充			継続	実施手法の見直し			
		廃止	縮小	統合	凍結(休止)	延長	終期設定			
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善	その他		
説明	県内企業の活性化、雇用の安定化につながる建設業者の新分野進出を引き続き推進していくため、「建設業新分野進出支援事業」を継続実施する。									